

令和元年 9 月

一般ガス小売供給約款・各種小売選択約款
峰延地区小売供給約款を適用されているお客様各位

美唄ガス株式会社

消費税改定に伴うガス料金改定のお知らせ

日頃より、美唄ガスをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

さて、既にご承知のとおり、令和元年 10 月 1 日より、消費税等（消費税及び地方消費税）の税率が 8% から 10% に改定されます。これに伴い、消費税等相当額の増加分に対応するため、小売供給約款及び各種小売選択約款に記載しております料金表の税込の金額を 10 月 1 日付けで、8% から 10% に改定させていただきます。

但し、経過措置により、令和元年 9 月 30 日以前から継続して供給しているガスの料金であって、令和元年 10 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までの間に検針が行われて額が確定するものについては、改定前の消費税率に基づく料金表が適用されます。

また、同じく令和元年 10 月 1 日付けで、小売供給約款及び各種小売選択約款の内容が現行のガス事業法等の関連法令に適合するよう、字句等の変更等を実施しました。

*** 今回の変更 に際して、ご契約を継続して頂ける場合は、特段の手続きはございません。**

* 変更後の新しい小売供給約款及び各種選択約款は弊社のホームページ及び営業所等に掲示しております。今後とも「美唄ガス」を末永くご愛顧賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

*** ご不明の点は、美唄ガス株式会社（電話 0 1 2 6 - 6 2 - 1 1 2 2）**

平日午前 8 時 30 分から午後 5 時迄にお問い合わせ下さい。